

市内中小企業者が行う インターンシップに補助金を交付します

市では、若者の市内就職・定着を目的に、求職中の学生（高校、大学、専門学校等を今年度卒業予定で求職中の者）又は若手求職者（令和7年3月31日時点で30歳未満で求職中の者）を対象にインターンシップを実施した市内事業者に対して補助金を交付します。

①補助金の額

限度額：10,000円（1人当たり）

インターンシップを受入れた人数×1,000円×日数（10日間で上限）

【求職中の学生又は若手求職者が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合】

限度額：30,000円（1人当たり）

求職中の学生又は若手求職者人数×3,000円×日数（10日間で上限）

②補助対象者（下記条件を全て満たす事業者となります）

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者であること
- ・ 交付申請日時点で市内に事業所を有し、営む事業者であること
- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険適用事業所設置届」を提出していること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出が必要な営業をしていないこと
- ・ 渋川市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと
- ・ 市税を滞納していないこと

③補助対象事業（補助の対象は、下記全ての条件を満たしたインターンシップです）

- ・ 求職中の学生又は若手求職者を対象にした就業体験であること
- ・ 実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験に充てること
- ・ 就業体験では、求職中の学生又は若手求職者を指導すること
- ・ 求職活動の一環として2日間以上実施すること
- ・ 募集要項等にインターンシップの情報を公開していること
- ・ 補助金の交付決定日以降に実施し、年度内に完了すること
- ・ 関係法令及び公序良俗に反していないこと

④ 申請方法・申請書類

下記書類を準備し、**令和7年1月31日までに**産業政策課窓口へ提出してください

- ・ 渋川市インターンシップ推進補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 雇用保険適用事業所設置届の控え
- ・ 募集要項等インターンシップの内容が確認出来る書類
- ・ 法人にあっては、直前の事業年度の法人税申告書の写し。個人事業主にあっては、直前の所得税確定申告書の写し又は住民税申告書の写し（補足：提出書類は、法人税申告書であれば別表1、所得税の確定申告書であれば第1表を提出してください。）。

※補助金の支払いには、インターンシップ終了後実績報告書の提出が必要になります。

【問合せ先・申請先】

渋川市 産業観光部 産業政策課 商工・産業振興係

電話：0279-22-2596 E-mail：syoukou@city.shibukawa.gunma.jp